

令和8年2月12日

定期監査報告書

大郷町監査委員 雫石 顕

大郷町監査委員 佐々木 和夫

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合意により、同条第9項の規定するその結果を次のとおり報告する。

2. 監査の期間

令和8年1月15日(木)～16日(金) 2日間

3. 監査の内容

- ・収納状況(滞納繰越分含む)について
- ・令和6年度繰越明許費における各種工事関係について
- ・令和7年度各種工事の進捗状況について

4. 監査対象課及び主な監査事項

○収納状況について

対象課	主な監査事項
税務課	町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
地域整備課	町営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料
上下水道課	水道料金・下水道使用料・農集排事業使用料・戸別合併処理浄化槽事業使用料
保健福祉課	災害援護資金
学校教育課	奨学資金

○令和6年度繰越明許費における各種工事関係について

対象課	主な監査事項
学校教育課	大郷小学校遊具修繕事業、大郷小学校太陽光設備修繕事業
地域整備課	町道木ノ崎線側溝修繕事業

○令和7年度各種工事の進捗状況について

対象課	主な監査事項
社会教育課	文化会館バック幕開閉装置交換修繕事業、フラップ大郷 21 排煙オペレーター不良箇所修繕事業、野球場外トイレ付近暗渠排水事業、文化会館誘導灯交換修繕事業
学校教育課 給食センター	大郷小学校プール給水バルブ交換事業、学校給食センター外壁等改修事業
商工観光課	ふれあいセンター21 和室空調設備設置事業、ふれあいセンター21 トイレ改修事業、旧大郷牧場敷地流出土砂撤去事業、ふれあいセンター21 浄化槽ブロアー交換事業
総務課	全国瞬時警報システム更新事業、防災行政無線屋外子局設置事業、消防団拠点施設(東成田地区)新築事業
財政課	役場庁舎給水管入れ替え修繕事業、役場庁舎屋内消火栓設置交換修繕事業、大松沢地区ため池浚渫事業
復興推進課	粕川地区防災コミュニティセンター外構等整備事業
上下水道課	消火栓設置事業、配水管布設替事業、配水池動力盤・計装盤更新事業、公共汚水柵設置事業、公共下水道マンホール長寿命化事業、農集排マンホールポンプ修繕事業、戸別合併処理浄化槽設置事業
地域整備課	前川承水路土砂撤去事業、水路整備事業、側溝修繕事業、町道緊急維持事業、町道法面復旧事業、交通安全施設修繕事業、豪雨災害応急事業
まちづくり政策課	旧櫻井家住宅排水施設整備事業

5. 監査の着眼点

地方自治法第 199 条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ効率的、合理的に努められているか慎重に考察した。

(1) 調定事務の状況について

ア. 調定事務は適正に事務処理されているか。

(2) 徴収事務について

ア. 未収金等に対する対策は適正になされているか。

(3) 現金取扱事務について

ア. 適切に出納事務が行われているか。

(4) 滞納整理事務について

ア. 督促、催告及び事項中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

イ. 滞納整理について努力がなされているか。

(5) 工事関係事務について

ア. 適切な積算に基づき決定権者により契約の意思決定がなされ、適切に業務が履行されているか。

(6) 会計事務について

ア. 適切に支払事務がされているか。

6. 監査の結果

令和7年4月から令和7年12月に至る歳入予算の収納事務及び繰越事業事務の執行の事実が、地方自治法第2条第 14 項及び第 15 項の規定並びに地方自治法施行令第 140 の6の趣旨に沿って行われているか、合規性、正確性のほか経済性、効率性及び有効性に意を用いて行った。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、概ね適正に執行されているものと認められた。今後とも適正な事務処理に努められたい。

なお、今後の更なる事務事業等の改善に資するため下記のとおり意見を付する。

○収納状況(滞納繰越分を含む)

各課における収納事務は規程に準拠した会計処理と認められる。収入未済額については縮減対策の取り組みにより一定の効果が認められる。各課の対する意見を以下のとおりとする。

[税務課]

前年度比較して町税及び各保険料の収納率の改善が殆んど認められない。収入未済額縮減に繋がる適切な徴収対策を講じ税収等の確保を図られたい。

[保健福祉課]

災害援護資金貸付金の償還事務において、収入未済額縮減対策事務も適切に行われているが、個人民事再生手続による償還免除が増加している。督促・催告の無視や分納中の滞納も散見されることから、収入未済額縮減対策事務の徹底を図られたい。

[地域整備課]

町営住宅等使用料の納入遅延が認められる。収入未済額縮減対策事務(督促状送付、電話催告)は有効に機能し、退去命令予告通知には至っていない。引き続き適切な事務執行を図られたい。

[上下水道課]

上水道料の未納額が前年度と比較して滞納分および現年分共に増加している。公共下水道、農集排および個別合併浄化槽使用料の未納額についても現年分が増加している。引き続き収入未済額縮減対策事務(督促状送付、電話催告、催告状送付、給水停止予告等)の徹底を図られたい。

[学校教育課]

奨学資金貸与の償還事務において、不良債権化している3件を除き、償還義務者の実情に対応した償還計画の見直し等により償還が見込める状況にある。引き続き適切な収入未済額縮減対策事務を図られたい。

○令和6年度繰越明許費における各種工事関係について

・工事関係事務について

前年度からの繰越事業(大郷小学校遊具修繕工事、大郷小学校太陽光設備修繕工事、町道木ノ崎線側溝修繕工事)は全て完工した。これらの事業における事務執行は概ね適正な執行が認められる。

・会計事務について

上記の事業における会計事務についても適切に執行されている。

○令和7年度各種工事の進捗状況について

各種事業において、入札等を含めた事務執行は概ね適正な執行が認められる。低入札価格での落札(低入札価格調査にて工事品質が担保された)2件あった。また、令和7年5月豪雨災害応急工事66箇所が発生しており、他の未執行事業を含めて予定期限内に完工できるように計画的な事務執行を図られたい。

○その他

定期監査であるため監査実施対象課は限られていたが、全職員の働き方の改善に繋がるよう、職員間の情報共有(報告、連絡、相談)を推進し、リスクマネジメントが機能した風通しの良い職場の醸成に努められたい。